



1 趣旨

NSKナカニシ財団では、歯科医学及び医学の発展に寄与することを目的として研究助成事業を実施します。

2 助成対象

歯科・医療現場において新しい価値を提供する、以下の領域の研究において、新しい価値を提供する歯科・医療機器に関する研究、または同分野での歯科・医療機器の開発・改良につながるような基礎的研究

対象領域

- ① 歯科: 歯周治療
- ② 歯科: インプラント治療
- ③ 外科: 脊椎・脊髄領域での骨切削に関する研究

※歯科・医療現場における新しい価値とは

「今までできなかった治療や検査ができる」、「治療成績が向上する」、「副作用が軽減する」、「より早期に治癒する」、「より早期に退院できる」、「患者の痛みや身体的な負担が軽減される」、「検査精度が向上する」、「検査時間が短縮する」、「患者、クリニック、病院にとって経済的にプラスになる」、「治療時間が短くなる」、「治療や検査の操作や扱いなどが簡便化し使い勝手が良くなる」、「安全性が向上する」、「在宅で使いやすくなる」、「クリニックや病院と在宅をより簡便につなげることができる」等、既存テクノロジーや手技と比較して、ある程度明確かつ具体的な価値のことを表しています。テクノロジー自身は手段となり、最終目的は歯科・医療現場でメリットをもたらすこと、新しい価値を生み、提供することです。

3 助成金額

選考委員会において選考の上、理事会で決定します。

研究内容ごとに助成金額は1件あたり年間、300万円、200万円、100万円のいずれかで、助成期間は最長3年間、数件の採用を予定しています。

なお、研究の中間報告等に応じ、助成金額が増減する可能性があります。

4 対象となる経費

研究に要する物品の購入費用その他研究推進に必要な費用とします。

注意事項

※ 人件費

助成者本人、ポスドク、実験補助者、秘書等の人件費は対象となりません。

外注作業やデータ整理等のアルバイト等のプロジェクトに必要な人件費は対象となります。

※ 旅費

交通費、宿泊費の実費とし、日当は対象として認められません。

※ 所属する機関に支払う間接経費/オーバーヘッドは助成の対象となりません。

5 研究助成期間

2024年4月1日から最長3年間

6 応募資格

国内の研究機関にて在職する研究者のうち、助成対象の研究を行い、推薦者より推薦を受けた者。

推薦者について

応募者の所属する所属機関長となります。

大学長、大学院研究科長、研究所長、病院長、学部長、研究科長、専攻長、学科長およびそれに相当する職域の長であること。

7 応募方法

所定の申請書用紙に必要事項を記入した原本を当財団へ郵送すると共に、申請書用紙（WordファイルもしくはPDFファイル）と代表的な論文（PDFファイル）を当財団のメールアドレス宛に添付送信してください。

尚、申請書用紙は当財団のホームページからダウンロードください。

応募書類の返却は致しませんのでご了承ください。

応募締切期日は、2023年11月30日必着です。

注意事項

※ 代表的な論文を郵送して頂く必要はございません。

※ 申請用紙の枚数を増やすこと、申請用紙内の枠の大きさを調節することはご遠慮ください。

※ 複数応募及び当財団での過去3年以内の助成受給者の応募はご遠慮ください。

※ 研究機関から複数の方の応募は可能ですが、同一研究室（教室）等からの応募は1件に限ります。

8 選考及び助成金の交付

申請頂いた書類に基づき、当財団の選考委員会において書類選考を行い、当財団の理事会にて決定します。（選考過程において、ヒアリング等をさせて頂く場合があります。）

選考の経過等に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。

採否の結果は、2024年2月以降文書にて通知します。

助成金は、2024年3月末日までの支給を予定しています。

9 諸報告

助成金の受給決定者は、助成対象となった研究及び附帯する活動について、毎年4月末までに、当財団所定の間接報告書または完了報告書（助成金の使用実績明細を含む）をご提出頂きます。ご提出頂いた報告書は、ホームページ等により公開することを予定しておりますので、予めご了承ください。

10 その他

- ① 助成事業に係る研究成果は研究者に帰属します。
- ② 助成結果は、当財団による情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 申請書記載の個人情報(氏名、所属、職名、研究課題、研究報告、財団主催行事の記録・写真等)は一般公開させていただきます。
- ④ 研究成果を文書によって発表される際には、当財団の援助による旨を記載し、報文の類にあつてはその別刷1部、また著書の類にあつてはその1部をご寄贈願います。WEB掲載の場合はURLをお知らせください。
- ⑤ 助成期間終了時に残余金が生じた場合は、残余金を返還させていただきます。
- ⑥ 以下に該当した場合は、助成金の交付決定の取り消し、または返還を求めることがあります。
 - ① 交付対象者が研究を実施できなくなったとき
 - ② 助成年度の募集要項の内容に違反したとき
 - ③ 虚偽の申請・報告、助成金の目的外の使用が判明したとき
 - ④ その他助成金交付対象者としてふさわしくない行為があつたとき、または特別の事情があるとき

11 お問い合わせ・申請書送付先

公益財団法人NSKナカニシ財団 事務局
〒322-8666 栃木県鹿沼市下日向700
TEL :0289-65-0377
MAIL:nnf@nakanishi-zaidan.or.jp

以上